

このビニール袋は縦横合計39cmです。ご参考にしてください。

2008/4/1現在



★★★★日本発国際線の液体類の機内持込みに関して★★★★

日本発国際線全便対象に機内持込み手荷物に関し以下の制限が実施されています。

- ⇒日本発国際線全便が対象です。
- ⇒手荷物にされるあらゆる液体類は100ml以下の容器に入れてプラスチック製袋に入れて手荷物検査を受けてください
- ⇒米国/欧州・中国/マカオ/フィリピン/インド/香港では国内線・国際線とも上記の規制が実施されています。
- ⇒主要な都市の国際線発便で同様の規制が行われています。

①あらゆる液体物は、100ミリリットル以下の容器に入れてください。

(100ミリリットルを超える容器に100ミリリットル以下の液体物が入っている場合でも不可となります。また、液体物の中には、ジェル状のもの(歯磨き、ヘアジェル等)、エアゾール、スプレーなども含まれます。

②それらの容器を再封可能な容量1リットル以下の透明プラスチック製袋(ジップロック式)に余裕をもって入れてください。

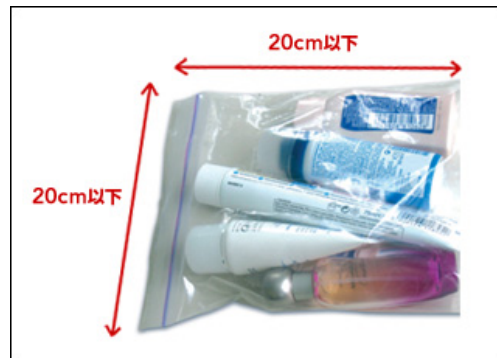
※中の容器が一杯で、密封できない場合は、密封できる程度に中身を廃棄していただくことになります。また、100ミリリットル以上の容器や、プラスチック袋がない場合も、容器を廃棄していただきますのでご注意ください。

③お客様一人当たりの袋の数は、一つのみ持込み可能です。

上記のプラスチック製袋を、他の手荷物とは別に、検査場において検査員に提示してください)

④医薬品、ベビーミルク/ベビーフード、特別な制限食等については、ご搭乗される便でご使用になる分量は、プラスチック袋に入れなくても持ち込み可能です。
(これらの液体物が機内において必要であることを示さなければならない場合があります。具体的には、医薬品の場合、処方箋、病名等がわかる医師の診断書等です。ベビーミルク/フードは乳幼児のお客様と一緒にご搭乗される場合に限りです)

※長方形の場合は縦横合計40cm以内



⑤手荷物検査を効率的に実施するため、上記プラスチック袋及びラップトップコンピューター等電子機器はバックから取り出し、別々に検査員に提示してください。
コート、ジャケット、背広の上着などは、検査場にて他の手荷物とは別に検査員に手渡しX線検査をお受けください。

⑥保安検査後の免税店等で購入した酒類等は機内持込みが可能です。しかし、海外で乗り継ぐ場合は、その国のルールに従い没収される可能性がありますので、乗り継ぎ便のあるお客様は、あらかじめその国のルールにつき、当社係員にお尋ねください。

※2006年12月19日時点では、米国国内、EU域内に乗り継ぐ場合は、日本の免税店で購入した液体類の免税品は没収されますのでご注意ください。

※欧州内で乗り継ぐ場合、規制国に登録された欧州系の航空会社の機内で購入した液体類の免税品の持ち込みは可能です。

※なお、今回導入される新ルール(概要は以下のとおり)は、液体物(ジェル及びエアゾールを含む)を日本発国際線の機内に手荷物として持ち込む際の制限であり、受託手荷物には適用されません。

※個々の品目が規制を受けるかどうかの詳細につきましては、国土交通省HPをご参照ください。

